

特集記事「国と地方の連携」

対談 「公害紛争処理の現状」

平成30年度は「国と地方の連携」をテーマに特集記事を連載（全4回）しています。

第3回として本号では、「公害紛争処理の現状」をテーマとした対談を開催しましたので、その概要を掲載します。

対談者は、当委員会の荒井勉委員長、京都府公害審査会の吉田誠司会長、進行役は当委員会の川淵幹児事務局長です。

対談者 略歴紹介

公害等調整委員会 委員長 荒井 勉



昭和50年 東京大学法学部卒

東京地方裁判所部総括判事、司法研修所教官、司法研修所事務局長、宇都宮地方裁判所長、さいたま地方裁判所長、東京高等裁判所部総括判事、東京地方裁判所長、福岡高等裁判所長官を歴任。平成29年7月より現職。

京都府公害審査会会長 弁護士 吉田 誠司



平成5年 京都大学法学部卒

平成9年4月に弁護士登録の後、平成21年4月から平成22年3月まで京都弁護士会副会長。

京都府公害審査会には平成23年4月から委員、平成29年4月からは会長に就任。現在は、弁護士業務と併せ、上記公害審査会長のほか、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター理事(平成18年4月～)、京都地方裁判所及び京都簡易裁判所 調停委員(平成24年4月～)、京都市第2行政不服審査会委員(平成28年6月～)を務められている。

【川淵局長】吉田会長並びに京都府公害審査会事務局の皆様には、本日は、ご多忙中のところ、また、お足元の悪い中をお越しいただき、大変ありがとうございます。今回の対談でございますが、公害紛争の処理については、国、地方公共団体いずれにおいても公害紛争の形態、周辺を取り巻く様々



な事情が変わってきていますけれども、公害紛争を円滑かつ納得性の高い形で解決していくためには、私ども公害等調整委員会、各都道府県の公害審査会等やその事務局、それから市区町村との連携が重要だと考えております。その中でお互いに有用な情報を共有する、学び合うということが大切ではないかと存じます。

このような観点から、私ども関係者のコミュニケーションツールであります機関誌『ちょうせい』において、今年は、「国と地方の連携」をテーマにした記事を掲載していくこととしておりまして、その一環として、今回このような形での対談をお願いしたものでございます。

では早速、それぞれごあいさつをいただければと思います。荒井委員長からお願いいたします。

【荒井委員長】 委員長の荒井でございます。本日は、吉田会長には大変お忙しい中、また悪天候の中、わざわざお越しいただきまして、ありがとうございました。また、吉田会長には、平素から地域の公害紛争処理に精力的にご尽力を頂いております。また、京都府の公害審査会として活動される一環として、地域内の市町村の公害苦情担



当者に対する研修会なども企画されているようにお聞きしております。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今日の対談は、地域で公害紛争処理を最前線で担当しておられるお立場から、その実情をお聞かせいただいて、またそれを通じて感じておられる今後の改善点や問題点について、ご提言をいただき、それを私ども委員会として今後の参考にするとともに、全国にフィードバックしていきたいと思っていますので、忌憚のないご意見をお聞かせくださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田会長】 京都の公害審査会の会長をしております吉田です。今回この企画に京都府公害審査会をお選びいただき、本当にありがとうございました。そもそも私が弁護士になろうと思ったきっかけの一つに公害事件がありまして、大学生の頃に水俣病の裁判が京都で行われていたのですが、それを傍聴することがありました。社会科で習っていた水俣病が、実はまだ解決しておらず、なぜ京都で裁判になっているのかというので興味を持ち、いろいろ調べると、水俣病の公害で漁業という生業を失ってしまった人たちが、大阪とか東京とか様々なところに移住せざるを得なくなって、何年もたってから症状が発生して、損害賠償請求訴訟を各地で提起するというそういう時期だったのです。公害というものの重大さ、被害の広範さというものを目の当たりにして、こ

ういうことの救済に当たればいいなということで、弁護士を目指したというところもございました。

登録以来、弁護士会には公害対策・環境保全委員会という調査研究をする委員会がありますので、ここにずっと登録を続けて、いろいろな公害問題や環境問題に関心を持って追いかけていまして、そういうバックグラウンドから平成23年に、京都の公害審査会に委員として派遣されることになったという次第でございます。

私にとっては、公調委は弁護士を目指したころから知っておりましたし、豊島事件のようなものを解決してきたということを知っていましたので、この対談に、非常にわくわくしているところでございます。今日は、何かいい情報とか知恵を持って帰りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◆ 京都府公害審査会における事件処理の現状

【川淵局長】ありがとうございました。では、最初に京都府公害審査会における事件処理の現状をご紹介します。と思います。

【吉田会長】京都府公害審査会での事件処理の現状ということで、平成25年受付け分以降の事件を見ますと、やはり近隣型の紛争、しかも小規模な紛争が増えていることが特徴だと思います。中でも騒音問題が大半になってきているというふうに思います。どうして騒音ばかりが起きるのかなと思っているんですけども、委員長には何かお心当たりはございますか。

【荒井委員長】確かにそれは私も感じているところです。ただ、公調委に来る裁定事件の内訳を見るとやはり騒音は多いですが、振動とか地盤沈下、大気汚染とかなりバリエーションはあるという気はしております。

近接している住宅や幼稚園等からの騒音問題が増えている背景には、子育てが終わった世代や高齢者の方は、自宅にいる機会が増えてきていますから、そういう人たちにとってはいろいろな音が気になるという状況があるのかなという感じを持っております。

【吉田会長】そうですね、本当にお隣同士の小規模な事業者と普通の住民、それもほぼ100%が単数の方なのですけれども、そういう事件がやはり多くなってきています。

京都府の過去の事件を改めて見返してみますと、昔の近隣型の事件というのは、京都らしいものでは、お隣の機織りの機械の音がうるさいというものとか、あるいは多分バブルのころに頻発したのかと思いますけれども、マンションとかビルの建設工事に伴う騒音といった、事業活動に伴う騒音はあったのだろうとは思うのですけれども、平成20年ごろを境に、どうも発生源がそういう事業活動のものというよりは、生活上の騒音とか、社会生活上普通は許されているような人

の声、学校行事であるとか、スポーツ施設であるとか、教育関係、といったものの騒音が紛争になっているという傾向があるなと思っています。

【荒井委員長】最近の近隣からの生活上の騒音ということであれば、例えば家庭用コージェネレーションシステムによる低周波音被害の案件などは、責任裁定で申請されたものであっても、結論を出す過程で双方から事情や意向を聞いた上、問題のコージェネレーションシステムを、申請人宅から遠いほうに移設するというような形で職権による調停を勧告して、調停が成立し、責任裁定より抜本的な解決が図られることも少なくありません。

【吉田会長】低周波騒音の事件というのも、京都府でもあがってきておかしくないだろうなと思っているのですが、少なくとも調停事件としてはあがってきていません。苦情申立てのレベルでは一定数出てきているとは聞いていますがけれど、もしかしたら低周波は、相手方を特定しにくいので、なかなかあがってこないではないか。被害はあるのだけれども、相手方がどこかわからないのであがってこないということがあるのかも知れません。

【荒井委員長】先程、吉田会長から、騒音でも発生源に少し変化があるというお話がありました。今、学校や公共的な施設に対する騒音の紛争が多くなっているということですがけれども、そういうことが紛争化する要因として、何かお考えの点はありますか。

【吉田会長】そうですね。昔よく頻発していたいわゆる工事騒音というものは、その工事期間が終わればストップする性質のものですけれども、今よく起きてくる問題は、終わりが無いような騒音が多い。例えば、京都で最近起こった事件では、マンションの立体駐車場の機械の音。これは、マンションが存続する限り終わりがありませんのでずっと続きます。それから、幼稚園の音がうるさいとか、グラウンドでのスポーツの音が気になるとか、そういうものも基本的には終わりが来ない。そういうものに対して、被害者側から我慢の限度が来てしまうというところ。工事の間は我慢ができて、終わりのないものは我慢できなくなってしまうということが、一つあるかなと思います。

もう一つは、申し立てる側の生活スタイルの変化ということもあるのかなとは思いますが。先程委員長もおっしゃられていましたが、高齢者が定年退職後にご自宅にいることが多くなって、それまでは、全然接触していなかったのが気にならなかったことが気になるようになって、これが紛争に発展してしまうということもあるかなと思います。

あと、京都府では、京都特有の事件と言うべきかどうかわかりませんが、景観に関わるような開発事件というのがたまにございます。近年でも、世界遺産になっているお寺とか文化財の周りで開発が行われて、それに伴ういろいろな悪臭とか振動とか騒音に絡めて調停の申し立てがあるということがありました。

◆ 事件処理における留意点や注意点について（実際の調停事例を基に）

【川淵局長】少し具体的なお話を伺いたと思います。吉田会長が調停委員長として直接関わられた「学校運動場からの騒音被害防止事件」ですが、これは調停が成立した案件ですね。

【吉田会長】はい。調停期日は11回行いました。

【荒井委員長】事件処理の詳細な資料を拝見しましたが、精力的に調停の音頭をとられたようですね。現地にも行かれている。この事件、成立までこぎつけるのはなかなか難しいものだったと推察いたしますが、成立に導いた要因は、何だったとお考えですか。

【吉田会長】このケースでは、あるときをターニングポイントにぐっと潮目が変わったというのがありました。8回目ぐらいの調停期日で、同席調停をやってみたのです。そこで、被申請人のほうから直接謝罪があった。これまで長年大変ご迷惑をかけたという謝罪があつて、それで申請人のほうが、今の謝罪の言葉を初めて聞きましたと。調停申請以前に3、4年の苦情の期間があり、調停を申請してからも1、2年が経っていて、その中でようやく直接謝罪の言葉を聞きましたということで、そこでぐっと両者の距離が縮まっていって、解決しようという機運になってきました。

【荒井委員長】確かに、それまでは移転地を探す、あるいは別のところで練習をするというようなことを考えていたけれども、なかなかそれがうまくいかないということで、申請人もいら立っているようなところが見えていたようですね。そこで同席調停という工夫をされたんだなど、資料を拝見して思っていました。この、当事者同席で申請人の疑問点や被申請人としての思いをダイレクトに交換したこと、これは確かに有効な方法だなどと思って、この経過を拝見していたのですけれども、やはりそこが大きかったですか。

【吉田会長】そうですね。ここで潮目が変わったなというのがありました。

また、他の2人の調停委員がかなり積極的にいろいろな解決案を出してくれていました。調停委員3人が3人とも非常に熱意を持って、何とかしようと思った事件でしたね。というのは、当初申請書を見た瞬間に何とかなる事件だと思っていたのです。問題のグラウンドが広いので、場所を変えれば音は低減するだろうし、あともう1個別にグラウンドも持っているという学校だったので、いろいろな解決のオプションがとれるだろう。解決できるという自信があったのですけれども、やり始めるとなかなかこれが難しくて、被申請人(学校側)が「もうこれ以上無理だと思えます」というような、途中はちょっと暗礁に乗り上げてしまいました。

【荒井委員長】今吉田会長が言われたこの当事者双方同席でということなんですが、それは吉田会長やその他の調停委員たちのアイデアでやってみようということになったのですか。

【吉田会長】そうですね。でも、そこで被申請人が謝罪の言葉を使うということは想定外でした。けれども、何というのか、我々がそのお膳立てをすることができたというのは、それまでの調停の意味があったのじゃないかなと思えました。多分平場で直接謝罪ということはなかなか彼らも難しかったでしょうけれども、我々がステージをつくって、それまで何回も間接的な話を繰り返して、そろそろ一度両方で直接疑問点をぶつけ合ってみたらどうですか、という提案にずっと乗ってくれて、そこで自然に謝罪の言葉が出たのではないかなと思います。

【荒井委員長】そうですね。大体普通は、調停期日というと、調停委員が個別に言い分を聞いたり、希望を聞いたりということをやっていますから、双方同席で直接話し合いをさせるということはありません。それをやってみようと思われた。それがうまく打開する一つのポイントになると思われたわけですね。

【吉田会長】それまでに、もう相当長く調停をやってきていたので、顔見知りになって、信頼関係もできてきて、直接会わせても、そんなに揉めないのではないかと。揉めてもしっかり止められるのじゃないかという自信が出てきていましたので。

【荒井委員長】なるほど。信頼関係が築けていたからということですね。でも、それはすごくいい工夫、アイデアだと思います。確かに直接相手方に面と向かって謝罪することがきっかけになって、感情的なもの、ボルテージがぐっと下がる大きな契機になったのでしょうか。すごく参考になるお話だと思います。

【吉田会長】あまり早期にそれを焦ってやると失敗していたのかなという気がします。長くやったあげくのことだったので良かったかなと思います。そこからはこちらから調停案を示して、何度か修正して解決に至るという感じでしたね。

◆ 公害審査会による調停と、裁判所における民事調停の違い

【荒井委員長】都道府県の公害審査会にくる調停案件というのは、その前に苦情相談のプロセスがあって、そこで行政側が間に入って一生懸命対応して、解決できるものはできているわけですから、それでも解決できないものが調停として来るということなので、なかなか難しい案件が多いのだと思います。調停の成立率は、全国的なざっくりとした数字では、32%~33%程度というような感じですね。裁判の中での和解の成立も全体の中の35%~36%程度ですし、簡易裁判所の民事調停の成立率も大体35%とかそのぐらいなのですね。

それと比べると、ちょっと低いとは言っても、それ程変わらない感じかなという気がします。そういった民事訴訟の案件とか、あるいは簡裁の調停もこれまでもたくさん事件を担当されていると思いますが、そういう案件と比べて、公害審査会に持ち込まれる公害的な環境紛争の特徴と

か、あるいは何か困難にする要因みたいなものはありますか。



【吉田会長】そうですね。私も簡裁の調停委員をやっていますので、その関係でもいろいろな紛争と比較はできるのですが、公害事件の場合は、何より現場があるということが一つ大きいと思います。離婚事件とか貸金の事件とか、そういうものには現場というものはございませんが、公害事件には必ず現場があって、現場を見に行ったり、現場の状況を知ることによって、大分当事者と共感できたり、その日の内に問題点の把握を行えたりする、ということがあります。当事者の溝が深まっていることは多いのですが、事件として複雑なものはないので、もっと成立してもいいのかなとも思うのです。けれども、今委員長がおっしゃったように、訴訟の和解でも調停でも公害審査会の調停でも、ほぼほぼ3割というところが相場だなと思えば、そこに近づいているのであれば、よしとしようという感じでやっていける。

ただ、我々法律家はそういう感覚を持っているのですが、他の委員は、「何でこれだけ一生懸命頑張ってやっているのに成立しないのだろう」というお気持ちは強いかと思います。

【荒井委員長】今吉田会長がおっしゃったのは、他の民事訴訟案件と比べて、現場に行ってみることで、当事者と共通認識を持てるところがある、というお話だったので、逆に公害的な環境紛争であるがゆえの難しさみたいなものはありますか。

【吉田会長】そうですね。これは、ほとんどが近隣紛争なので、お互いに逃げたりすることができなくて、ずっとおつき合いを続けなければいけないという中で、調整をする。その調整の余地というのがなかなか小さいということがあります。

それと、訴訟の場合は大概代理人がつくと思いますけれども、この公害審査会にかかってくるものは、殆どの場合本人申請が多くて、そうするとなかなか代理人という立場の方によるもう一

つの説得みたいところが使いにくい。もちろん我々が仲介をするのですけれども、代理人というもう一人の仲介者がいないとなかなかまとまらないというところがあって、他の調停委員の先生方からも、代理人がいてくれれば、もうちょっと感情的な溝の埋め合わせをしてくれるのではないかな、という声は聞きます。

【荒井委員長】そうですね。わかります。

【吉田会長】他方、被申請人の側は、いろいろ努力はしているのだけれども、やむを得ずここまででは騒音等が出てしまう、出してしまうということが多くて、全く努力もしていないというケースはほとんどない。いろいろ努力もされているので、もうこれ以上は、何というのか、過剰な義務ではないのかという思いが、やっぱりどうしても出てきてしまっ、不当なクレームを受けているみたいに逆に思ってしまったたりするわけです。そういう対立を調整していくのがなかなか難しい。一般の調停事件と比べると違うなと思います。

【荒井委員長】被害者側の被害感情もやっぱりかなり強いということですか。

【吉田会長】ええ、そうですね。

【荒井委員長】やはりそれは発生源側からすると、ある程度努力しているのにさらに言ってくる。そうすると被申請人側は申請人のことをクレーム的に見てしまうというようなことにもなりかねないですけれども、その辺は調停委員の立場でご覧になっていて、ちょっとこれは言い過ぎというか、過剰な要求だなと、ある意味クレーム的だなと思われるようなものもありますか。

【吉田会長】中にはあります。ありますけれども、理解を示した上でお話をしていると、だんだんとは治まっていってくれます。公害事件の一つの特徴でもあると思うのですけれども、いろいろな法律上の基準値というのが定まっています。音にしても、悪臭とか大気汚染とかも、それを上回っているのか上回っていないのかというのが、すぐ最終問題になってしまうことが多くて。上回っていないと問題ないじゃないかという感じに、被申請人側が言いやすくなってしまいますし、逆にちょっとでも上回っていると、今度は申請人側から違法じゃないかという感じになってきて、法律の基準がないと困るのですけれども、それが少し邪魔をするときもあるなと思います。

【荒井委員長】ありますよね。例えば敷地境界で測定するような基準になっていたりすると、敷地境界では超えていても家の中ではそこまでいっていないということもあつたりしますからね。確かに基準というのは使える場面もあれば、それが邪魔をする場面もあるということですかね。

◆ 公害審査会と事務局とのコミュニケーションの重要性

【川淵局長】私ども公害等調整委員会には専任の事務局があるわけですが、都道府県の公害審査会の場合は事務方も多くの場合かけ持ちです。ですから、こういう事件を扱うという意味

での専門性もなかなか厳しいところもあると思うのですけれども、そういう事務局との関係のあり方として、ときには法律の専門家である会長のほうから、いろいろ指導されることもあろうかと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

【吉田会長】そうですね。どこの公害審査会も同じかと思うのですけれども、調停委員会としてなるべく早期に現場に行きたいという思いがあるのですが、なかなか第1回期日までに現地に行けないこともある。そういう場合には、事前に事務局に調査に行ってもらったりすることが多くて、事務局には公害審査会と密にコミュニケーションをとってもらって、じゃあ、こうして行ってきてください、という感じをお願いするということになります。

それから、もちろん、私が担当していない事件のことも、逐一報告をくれますし、事務局とのコミュニケーションは重要です。

【荒井委員長】そうですね。

【吉田会長】コミュニケーションはあればあるほどいいと思っていますし、特に他の裁判とか調停（いわゆる簡裁調停）と比べると、この公害調停という制度は、事務局も一体となつての公害審査会という側面があつて、ここはとても大きいところだと思います。議事録の作成、調査の実施、場所の設定、当事者の呼び出し等の対応を全部やってくれる。そういう点で、本当に我々は調停に専念できると思っています。

【荒井委員長】なるほど。調停を調停委員会として有効に機能させるためのポイントとして、事務局との一体感ということを挙げていただいたところですが、そういう一体感が醸成されるように会長として何か心がけている点などはございますか。

【吉田会長】そうですね。そんなに心がけているというよりは、自然体でニコニコしながらやっていく感じですか。むしろ事務局のほうがいろいろ気を使って、仕事をしやすくしてくれているかなという感じはします。

【荒井委員長】そうですね。非常に強力な事務局ですよ。そういう方々が支えてくださっているというのは公害審査会としても非常に心強いでしょうね。

【吉田会長】特に公害の苦情を扱うというのはなかなか苦勞が多くて、自治体からの声でよく聞こえてくるのは、なかなか出口まで行かない仕事なので、モチベーションを保ちにくいとか、あるいはどうしても個人で抱えてしまうようなところがあつて、大事な仕事ということは理解しているけれども、なかなか率先してやる人がいないとか、そういうところは多くの自治体の悩みです。

【荒井委員長】今会長がおっしゃられた公害苦情処理の自治体における問題について、事務局としてはいかがですか。

【京都府公害審査会事務局】そうですね。京都府の場合は、公害苦情と、騒音、振動、悪臭について市町村へ指導するセクションというのが、昭和の時代からありまして、それは現在まで綿々と続いているのですが、そのセクションで典型7公害に携わる職員にとって、公害苦情対応や、騒音、振動、悪臭への対応をしっかりとマスターすることが、一つのステータスになっているところがございます。そういう職員にとっても、公害審査会の業務から我々学ばせていただくことは多いと思っております。例えば、我々の感覚では「もう無理かな」とか「もうこれは違うのではないか」と考えてしまうような問題であっても、公害審査会の先生方は粘り強く解決に向けて、調停期日を6回7回8回と持っていかれますので、仮に調停が成立しなくても双方理解が随分と進むという形になります。環境関係の問題というのはあっさり諦めずに、粘り強く少しでも歩み寄れないかと対応していく。こういうことを、常々学ばせていただいております、それは非常にありがたいことだと感じています。

【荒井委員長】京都府の場合は、伝統的にそういうモチベーションを非常に高いレベルで維持されているというところは大きいのかもしれませんね。

【吉田会長】基本的に事務局には、言うならば科学の世界、科学的な調査をお願いしているという感じだと思うのです。もちろん事務レベルの仕事もたくさんあるのですが、公害の調停



って多分原則は科学の世界のはずだと僕は思っていて、ただ、紛争である以上は、そこに我々法律家が得意とするような紛争解決の妙味みたいなものを加えて解決に持っていくというところがあって、我々が足りない科学の力のところは事務局がフォローし、事務局が足りない粘り強くいろいろ解決策を探っていくというところは我々調停委員のほうを担当し、というように、補完し合っているのではないかなと思っています。

◆ 調停成立と打ち切りの見極めについて

【荒井委員長】今、事務局の方も言われましたけれども、委員が粘り強く説得をされているという、それが調停で一番大変なところなのだろうと思うのですが、簡裁の調停委員もされているというお立場で、これはもう無理だなという、いわば打ち切るのと、もうちょっとやれば説得できるかもしれないというその見極めの場面というのは結構悩ましいところだろうと思います。そこは何かございますか。



【吉田会長】そうですね。僕は簡裁の調停委員とかこの公害審査会をやらせていただいて、だんだん覚えてきたことは、やっぱり当事者の主体性を重視しようということです。我々が解決してやるんだ、と意気込みすぎると、大概失敗に終わると思っていて。多分当事者は双方とも、何とか解決したいという思いは共通であって、その道筋、道行きがわからないから困っておられるというだけなので、私たち調停委員としては、皆さんが解決するのですよ、それをお手伝いする立場なのですよ、ということをいつも調停の冒頭で言うようにしているのです。

【荒井委員長】なるほど。

【吉田会長】当事者のエネルギーをなるべく失わないようにしてもらおうようにしているのです。そのエネルギーが落ちたときはもう打ち切りなのだろうなと思っています。エネルギー熱量がすごく高くて喧嘩はしているのだけれども、まだ高いうちは、ここは何とかなるといつも僕は思っています。多分委員長も裁判官経験の中で、やっぱりおわかりじゃないかと思うのですけれども。

【荒井委員長】確かに裁判所における調停でも、吉田会長が言われた当事者の主体性というようなところに、かなりポイントを置いて説得活動をしていると思います。

◆ 都道府県と市町村との連携について

【川淵局長】ちょっと切り口を変えますが、京都府では、府内の市町村に集まってもらっていろいろな活動を行っておられるということですね。公害に関する苦情の多くは、市町村で受け付けられるということで、そういった市町村との連携、あるいは、いろいろな指導というようなこともあるかと思えますけれども、具体的にどういうことをやっておられるのか。あるいは、それによってどのような効果が表れているのか。実は、京都府でやっておられる研修会には、私ども公調委の事務局職員や公害苦情相談アドバイザーも出席させていただいているのですけれども、そういったこととお話しいただければと思います。



【吉田会長】市町村と京都府との連携ということでは、主に年に2回会議を開催しているということです。一つは、市町村の公害苦情処理担当者会議というのを1回行っています。もう一つが、新しく担当につかれた後の5月ぐらいを狙って、初任者研修というのをやっています。この年に2回行う会議、あるいは研修というのが軸になっていると聞いています。

特に公害問題というのは、騒音とか臭いとか、どうしても技術的な知識がないと苦情に対応できないということなので、これをしっかりスキルアップしてもらおうということを目的にやっています。

もちろん行政の担当者は何年かで異動していきますので、入庁してからずっとこればかりやっている人はなかなかいません。初めは皆素人ということで、いろいろな誤解とかがあるようで、例えば行政は民事不介入というようなことで、何も行政はできないのだという誤解を持ったまま担当者になった方がおられたり、あるいは環境基準を越えているか越えていないかで全て決まりなのとか、あるいは何でもかんでも防音壁とかサッシとかをつければ何とかなるのだとか、そういう発想のままの人たちが結構いるようなので、そこをうまく指導して、理解してもらっていくというので開催しているのです。

それとスキルアップをすることによって、もちろん苦情処理の段階で解決するものも多くなるでしょうし、どうしてもここでは難しいなというものをスムーズに公害審査会のほうに上げていただく道筋にもなっているのかなと。それを目的にしていると思います。

あと、工夫としては、必ず毎回参加者にはアンケートをとって、次どんなことをしてもらいたいかとか、今回のどうだったとかいう声を吸い上げて次回にフィードバックしていくという工夫をしています。

公調委のほうから講師をお願いして、説明をしていただくこともありますし、グループ討議でのケースワークのようなこともしています。

【荒井委員長】やはりそれは有効だなと感じておられるのですね。

【吉田会長】そうですね。それは、特にグループ討議とかをする中で、個人個人が知り合いになって、この分野はどこどこ市の誰々さんが詳しいとか、この分野の経験がどこどこ町の誰々さんにある、といったことから、ネットワークが自動的に広がることで、普段から情報交換できるというメリットがあるのではないかなと思っています。

【荒井委員長】調停事件には、ほとんどの場合、その前段階で市町村の苦情相談というプロセスがあると思いますが、そことつながりを感じたり、あるいはつながりを持ったりすることもありますか。

【吉田会長】そうですね。そういうのも事務局ではあるでしょうね。地元のほうから情報があがってくるというのはあると思います。

【京都府公害審査会事務局】公害苦情に対しては正しい知識を持って、すぐ現場に行き、まず音を聞いて、単純に機械的に音を測って「55dB、環境基準内ですね。」というのではなくて、先ず苦情をおっしゃっている方がどの音を気にされているのかを把握した上で対応する。前段階として、そういったことのための技術的な講習を受けていれば、苦情をおっしゃっている方へもしっかりとした対応ができるのかなと思っています。そこを間違えますと、信頼関係が崩れてしまいますので、そういう意味で役には立っているのかなと思っています。

【吉田会長】 調停にあがってくる前に、公害苦情相談の段階で、解決できるものは解決してくれているという意味でも、スキルアップは大切だと思います。

【荒井委員長】 統計的に見ても、平成28年度の公害苦情で言うと、全国で苦情相談を受付けた件数は7万件ぐらいあって、そのうち典型7公害に関連したものがざっくり言うと5万件ぐらいあるのです。そのうちの4万5千件弱は直接処理となっている。これが当事者が納得した本来的な解決に至っているのかどうかまではわかりませんが、終了になっているものが9割以上あるということです。

これは公害苦情の過程で行政が働くことで一定の成果を上げているということだと思いますが、ただ、それでもまだ全国的に見ると4千件ぐらい残っているわけです。都道府県の公害審査会に持ち出されている件数というのは年間40～50件になっていまして、京都府でも年間で言うと3件だったり4件だったりという感じですよ。したがって未解決の案件としては本来もっとあるはずではないかという気もしています。こちらが懸念しているのは、公害的な環境紛争が実際にはあるのに、公害紛争処理制度が使われずに、泣き寝入りしている当事者がいては困るという気がしていて、そうならないためにはどうしていったらいいのかということに大きな関心を持っているわけです。実際に公害審査会長というお立場で、事件はもっとありそうなのに少ないなという感触を持たれているかどうか。また弁護士として、当事者からのいろいろな相談を受けることもあろうかと思いますが、そういうことと照らし合わせたときに、現在の調停の件数というのが、実態と離れていないだろうかという辺りのお考えはありますか。

【吉田会長】 そうですね。おそらく漏れているものも相当数あるだろうなとは思っています。例えば、先程話題になった低周波騒音の問題などはもっとあってもいいのではないかな、なぜ調停にあがってこないのかなというのもある。あれは多分市町村の苦情相談のレベルで解決しているとはなかなか思えない事件なので、多分我慢したまま終わっているものがあるのだろうなという感じがしています。

埋もれている事件を調停のほうにうまく吸いあげるためにも、現場の窓口の方たちにしっかり知識と技術があって、かつ京都府と市町村との関係がうまく円滑にあって、最後は調停に出せばいいのだよという出口を持って対応しているということが、大切なのだろうなと思います。現場の担当者の方たちが、もう自分にはもう無理だと思ってしまうと、拒絶してしまって、そこで紛争は埋もれて泣き寝入りということもあるので、一生懸命頑張るけれども、もう最後は調停という出口に出せばいい。こういう覚悟を持ってやってほしいと思うし、そのために研修は非常に有効だろうなと思いますね。

【荒井委員長】 そういう意味で研修は非常に重要だということになるのですね。

【吉田会長】まだ京都府でできているわけではないのですけれども、今お話をしながら思いつくのは、例えば地元の苦情相談が調停に至ったような事件は、地元の自治体の苦情担当の職員に調停にも立ち合わせる事ができれば、そして、どのように公害紛争が解決されていくのかとかいうのを見せてあげられたらおもしろいかなとは思っています。

【荒井委員長】確かに、調停に行けばどんなふうに自分たちの言い分を聞いてもらって、調停委員がこんなふうに調停をしてくれるのかを知っているかどうかというのは、重要かもしれませんね。

私どもも、都道府県の公害審査会と市町村の公害苦情担当者との連携を今以上に強化する方策は何かないのかなと考えているところで、今、吉田会長が言われたのは非常に大きな示唆をいただいたという気がいたします。



◆ 公害等調整委員会に求めること

【川淵局長】今、都道府県と市町村の連携が、埋もれている事件を適切に解決に乗せるために大事だというお話がありましたけれども、公害紛争処理制度は国、都道府県、市区町村で一体となってやっているものですから、地方公共団体と私ども公調委との連携、あるいは協力といったことについて、私どもに対しこういうことをやってほしいとか、こういう支援をしてほしいとか、そういったところを含めて、ご希望、ご注文などがあれば、お話をいただければと思います。

【荒井委員長】我々としては公害紛争処理の機能全体を高めていかなければならないだろうとあっていて、そのためにどんな工夫があるのかというところが非常に知りたいところです。吉田会長は、長年公害環境紛争にいろいろな立場で関与されてこられて、広いバックグラウンドをお持ちですし、そういうお立場から、どんなことでも結構ですので、お考えになったところを教えて

いただければと思います。

【吉田会長】そうですね。弁護士として、仕事をしている中の経験から言うと、まず公害紛争処理制度があることを知らない人が圧倒的に多いです。弁護士でも知らない人がたくさんいますし、いわんや一般の人にはほとんど知られていない。やはり広報、周知ということは、ぜひ国のほうにもっと力を入れてやってもらえたらいいなというのは思っています。

今現状やってもらっていることも相当頑張っておられると思うし、弁護士会にも定期的に公害紛争処理制度のパンフレットが全会員に配られたりしていますし、弁護士会に公調委から来てもらって、説明をしていただくことも確か近年あったと思いますし、非常に努力してもらっていること大変感謝しておりますけれども、ここをもっともっとやっていって欲しいなと思います。

僕自身も、司法修習生を指導する立場にあった時期に、修習生に対して、こういう紛争解決のシステムがあるのだよということを、講座を設けてやったことがあります。みなさん、スパイクタイヤがどうしてなくなったか知っていますかという話から始まって。我々弁護士も、市町村の現場の職員と一緒に、紛争解決の現場にいる人たちなので、この人たちがこの制度を知らないことには本当にどうしようもないので。一般国民に周知することももちろんですけれども、手っ取り早いのは、やはり法曹界とか地方自治体とか警察とか、そういうファーストコンタクトで苦情を持っていくような人たちにこの制度を知らせていただくということが大事なな思っております。

【荒井委員長】そこは私どもも、ずっとそういう問題意識を持っていて、やっぱり知られていないということはもう間違いがないので、どうやってそれを周知していったらいいのかということを考えているところです。弁護士会との関係で言うと、単位弁護士会に手分けして行ってはいるわけですが、限りがあるということで、近々、日弁連が出している「自由と正義」にこの制度をなるべくわかりやすくイメージがわかるように紹介していこうということを考えているところです。

それから、地方自治体や警察といった苦情の窓口になるようなファーストコンタクトを受ける立場の人たちにどうやって知らせていったらいいか。自治体の方たちには、先程の研修などを精力的にやっていただくことで、そこはある程度浸透していくのかなと思うのですけれどもね。

【川淵局長】国の行政に対する苦情とか問い合わせなどを受け付けるために、全自治体に総務省の行政相談委員というのが置かれています。これは総務大臣から委嘱されたボランティアベースの方々の方で、全国に5,000人おられますが、その方たちに、公害に関連した苦情が来た場合にはこういう制度があるということを紹介していただくとか、それから、法テラスの支部を訪問して、こういう制度があるので、もし困っている方が相談に来たらちゃんと教えていただくようにというこ

とで願するなど、そういう地道な活動ですけれども、できる範囲で始めています。

【吉田会長】法テラスをターゲットに活動されるのはすごくいいアイデアだと思います。もっと言えば、自治体が普段からやっているいろいろな無料法律相談が全国でものすごくたくさんありますけれども、そういうところに公調委のパンフレットがあったことは見たことがないので、そういうところにもあるといいなとは思っています。ただ、なかなか市町村のほうも、いろいろなところからいろいろなパンフレットが送られるので、送られても置いておけませんよというところもあるかと思っておりますけれども。

【川淵局長】私ども6月に全国の公害審査会の会長の皆さんに集まっていたいて、連絡協議会をやりましたけれども、秋には、ブロック会議ということで、全都道府県と人口10万以上の市町村には参加いただくのですけれども、全自治体というわけにはいかなくて、ブロック会議に参加されない自治体と接触する機会があまりない中で、実は都道府県単位で京都府のように研修会などを行っておられれば、そこにお邪魔して公害紛争処理制度のお話などをさせていただいて、資料を共有させていただくということができれば、そういう場をお持ちのところは非常にありがたいと思っています。そういう気持ちもあって、できるだけ都道府県単位で会議を持たれるといいですよ、そのときはよかったら呼んでくださいというようなことを呼びかけています。

【吉田会長】この対談のためにいただいた資料を改めて拝見して、公調委が、制度の周知のために様々なことを、実はやっていたのだということを今回初めて知ったところもありました。「ちょうせい」も改めて読むと、いろいろ工夫して、いろいろなものを載せていただいているように感じたね。

【荒井委員長】そうなんですよね。なかなか普通はあまり読まない。読まれないところが、ちょっと残念なところではあるのです。読んでいただければ本当に有用な参考になるアイデアとか情報がかなり出ていると思うのですけれども。

そういう広報については引き続き力を入れていかなければならないと、今会長のご意見も重く受けとめますけれども、ほかに何か、どんなことでも結構ですので、我々公害等調整委員会が全国との関連でもいいですし、うち独自の活動でも結構ですけれども、こんなことをしたらいいのではないかというようなことがあればお聞かせください。

【吉田会長】例えば、公調委で行われている調停や裁定の、市町村職員による見学や傍聴がもし可能だったら、それもモチベーションにはなるかなとは思っていますね。例えば原因裁定ってどんなものかわからないでしょっていうことで、どうぞ市町村の方も見に来てくださいというような行き来があるようなカルチャーをつくるのもいいかなと思います。見ることでいろいろな意味でイメージが湧いたりしてくるのではないかなと思います。

【荒井委員長】 そうですね。確かに裁定手続はあまり知られていないかもしれませんね。

【吉田会長】 あるいは、この制度による調停によって、納得のいく解決をした当事者からの声といったものも、少ないかもしれないけど、紹介できるといいかも知れません。

【荒井委員長】 確かにいい解決が調停の手続で与えられた場合に、その当事者から「こんな解決をしてもらえた」というようなことが紹介できれば、それは同じような紛争で悩む人たちには、大きなインパクトになるでしょうから、各公害審査会の中で、そういうケースがあったら、こちらにお寄せいただいて、こちらが全国に刊行物なりを通じて紹介していくというようなことは有効かもしれませんね。

【川淵局長】 実は広報の悩みは、なかなかメディアに取り上げていただけないというのがあって、個別の事件を離れての広報の機会は、年次報告書を発表するときと、公害苦情の状況を11月ぐらいに発表するのですけれども、そのときにどれだけ取り上げてもらえるか、ということなのです。

【吉田会長】 静かに活動しているところを取り上げてもらうのはなかなか難しいですね。

【荒井委員長】 現状としてはなかなか厳しいところがあるなどは思うのですけれども、やっぱり地道に広報の努力をしていくということに尽きるのかなとは思いますが。そういう中で先程吉田会長も言われましたが、現場の苦情担当者といった、最初にコンタクトを持つ人たちになるべく具体的なイメージで知っておいてもらうということがベースになるのかも知れないですね。

あと何か最後に我々に対するアドバイスのなもの、どんなことでも結構でございますが、ございませんでしょうか。

【吉田会長】 事務局から何かありますか。ここで言うておきたいことなど。

【京都府公害審査会事務局】 最近の公害苦情の傾向は、インターネットなどで得た知識を自己流に解釈した上で相談されることが多くなっていますので、まず市町村の職員には、しっかりとした知識を身につけてもらう必要があるのかな、と感じています。そういうこともあって、我々も研修会を毎年開いているんですが、公調委からは昨年も職員と公害苦情相談アドバイザーの方に来ていただきました。

【川淵局長】 私どもから具体例を説明、紹介する際に、我々が扱っている裁定事件と、他の都道府県の調停の事例、どちらのほうが参考になりますか。

【京都府公害審査会事務局】 おそらく市町村職員は、特に調停とか裁定とかこういう司法的な制度というのは実は疎いのですけれども、直接行政をしていますと、最近はやはり訴訟とかは避けて通れないものですので、知りたいという好奇心は皆すごく強いのです。「ちょうせい」に載ってありました原因裁定のお話も、市町村の方はすごく興味を持たれているようです。そういった手続について、少しでも知識が欲しいというのが現場の実際ですね。

【荒井委員長】 市町村での公害苦情相談担当者の方々に、この公害紛争処理制度をトータルで知ってもらおうということが必要なのかも知れませんね。公害苦情相談が来て、その自治体で解決に向けて努力されるわけですが、それでもなかなか解決できないようであれば、都道府県の公害審査会で調停を試みる。そこでもし解決できなければ、公調委の裁定手続がありますよ、というような。その裁定手続の中で話し合いができるのであれば、職権での調停という方法もありますよ、ということも含めて、この制度をトータルで知っておいてもらうということ、そういう情報提供の仕方をまた我々も工夫していく必要があるのかも知れないですね。

【京都府公害審査会事務局】 都道府県の公害紛争処理の事務局としては、他の都道府県の事例紹介は非常に参考になっています。成立事例が少ない中で、どうやったら成立するかというのは我々としても非常に悩んでいるところでして、連絡協議会等での成立事例の紹介(今年だと大阪府等、昨年だと福岡県等)は非常に参考になっていますので、そこは引き続きやっていただくと、すごい助けになると思います。

【吉田会長】 あれはまさに公調委にさせていただくと一番いいことですので。

【川淵局長】 さて、話は尽きないわけですが、大体予定の時間になりましたので、この対談を終了したいと思います。吉田会長及び京都府公害審査会の事務局の皆様には、本日は大変貴重な時間を割いて東京までお越しいただきまして、誠にありがとうございました。

【荒井委員長】 本当にいろいろと具体的なお話を伺うことができまして、ありがとうございました。成立事例のお話は私どもとしても非常に参考になりましたし、長年こういう公害問題に携わっておられる吉田会長ならではの本当に貴重なアドバイスをたくさん頂けたと思います。また、京都府の事務局の皆様からも多くの有益なお話を伺えて、今日は本当にいい機会になったなと思っております。これからもいろいろと教えていただいて、知恵を貸していただければありがたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

【吉田会長】 ありがとうございました。

(平成30年9月21日開催)